

港区高齢者自立支援住宅改修給付

住宅を改修することによって転倒予防などの効果が期待できる場合、住宅を改修する費用を助成します。

(I) 予防給付

【対象者】 **65歳以上で自立判定者（介護認定の未判定者を含む）**

※ 要介護・要支援認定を受けている方は、介護保険の住宅改修をご利用ください。(介護保険課)

【対象工事・助成限度額】

- ① 手すりの取付け
- ② 段差解消
- ③ 床材の変更
- ④ 扉の取替え
- ⑤ 便器の取替え
- ⑥ その他これらの工事に付帯して必要な工事

助成限度額 合計 200,000円

(II) 設備給付

【対象者】 **65歳以上で既存の設備の使用が困難な方**

【対象工事・助成限度額】

- ① 浴槽の取替え及びこれに付帯して必要な給湯設備等の工事

助成限度額 379,000円

- ② 流し、洗面台の取替え及びこれに付帯して必要な給湯設備等の工事

助成限度額 156,000円

- ③ 便器の洋式化及びこれに付帯して必要な工事

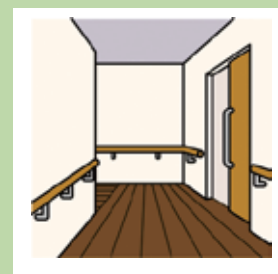
助成限度額 106,000円

※ ①・③は、上記の予防給付及び介護保険の住宅改修費の限度額を超える場合。

※ ②は、原則、車椅子の利用者で、本人が調理や洗面を行っている場合。

高齢者自立支援住宅改修給付の自己負担

課税状況	本人負担率
① 本人が生活保護受給者	0%
② 本人が老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税	0%
世帯全員が住民税非課税	0%
本人が住民税非課税	3%
上記以外の方	10%



高齢者自立支援住宅改修給付の流れ

1 相談 ・ コーディネーター申請

- 相談・コーディネーター申請の窓口は、各地区高齢者相談センター（以下、「相談センター」といいます。）です。
- 相談センター職員が対象者宅を訪問し、事業の該当になるか確認後、コーディネーター申請を受理します。

2 コーディネーター訪問 ・ 給付申請

- 相談センター職員が対象者・住宅改修等コーディネーター（※）・施工予定業者等と日程を調整し、対象者を訪問して、本人の身体状況や家屋の状況、本人の自宅での生活状況を確認します。
- 併せて、自立支援住宅改修給付申請を受理します。
- 訪問後、住宅改修等コーディネーターが適切な施工が行われるよう指示書（工事仕様アドバイス）を作成します。

3 助成決定 ・ 工事着工

- 施工予定業者は指示書をもとに作成した見積書等を港区役所高齢者支援課（以下「区」といいます。）に提出します。
- 区が助成決定を行い、対象者に決定通知書と給付助成券を郵送します。
- 書類到着後、工事の着工に取りかかります。

4 工事完了

- 工事完了後、対象者は施工業者に給付助成券を渡すとともに、給付助成券の「対象者からの受領額」欄に記載されている金額を支払ってください。

5 完了確認の調査

- 住宅改修等コーディネーターと相談センター職員が完了確認の調査を行います。
- 対象者は、工事完了届に署名をします。

※住宅改修等コーディネーターとは、一級建築士・福祉住環境コーディネーター等の資格を持ち、住宅改修を行う際、身体状況に適合した改修内容になるようアドバイスするとともに、見積価格や施工が適正であるか審査します。

注意事項

- 工事着工後の申請、破損・老朽化にともなう改修、リフォームについては、給付対象となりません。
- 分譲マンションや持ちビル等の場合、専有部分のみが給付対象となります。

申請
窓口

芝地区高齢者相談センター	電話 5232-0840	FAX 5446-5857
麻布地区高齢者相談センター	電話 3453-8032	FAX 3453-6269
赤坂地区高齢者相談センター	電話 5410-3415	FAX 5410-3417
高輪地区高齢者相談センター	電話 3449-9669	FAX 3449-9668
芝浦港南地区高齢者相談センター	電話 3450-5905	FAX 3450-5909

問合せ

港区役所高齢者支援課在宅支援係

電話 3578-2400~2406
FAX 3578-2419